



平成 26 年 3 月 20 日
自 動 車 局

「基準緩和自動車の認定要領について（依命通達）」の一部改正について

現在、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 55 条に基づき、分割不可能な単体物品を輸送するセミトレーラ等、自動車の大きさ等の基準を一部超過するものについては、当該自動車の運行の安全性を確保するための条件を付したうえで、地方運輸局において基準緩和認定を行っているところです。

今般、申請者の負担軽減等を図る観点から、別紙のとおり添付書面の簡素化等を行うこととしましたのでお知らせいたします。

問い合わせ先

自動車局 技術政策課：塩田、松倉

電話：03-5253-8111（内）42214

直通：03-5253-8590

FAX：03-5253-1639